

労働安全衛生規則（貨物自動車関係） が改正されました！

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、**最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。**

なお、上記のうち、保護帽を着用させる義務の拡大については、平ボディ車、ウイング車、テールゲートリフターが設置されているもの等、いわゆる転落のおそれのある荷台上で荷役作業を行う場合に対象となります。



昇降設備の例



保護具着用の例



テールゲートリフターの例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

労働安全衛生法第59条第3項に規定する**特別教育が必要な業務**として、**テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）**を追加するもの。（裏面参照）

<特別教育の内容>

テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間）

（6月以上の実務経験を有する者等は一部の科目・実技を省略可能）



主なテールゲートリフターの種類

〈昇降タイプ〉



垂直式

垂直に移動(昇降)するので不安定な積荷に適しています



チルト式

円弧を描くように移動(昇降)し、接地時に昇降板が傾く特性があります

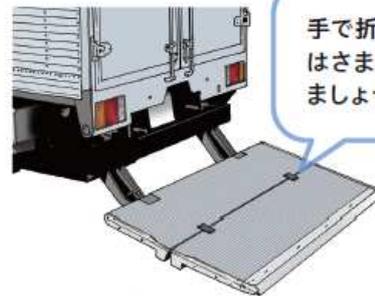
〈昇降板の格納タイプ〉



後部格納式

ロックを忘れずに使用しましょう

テールゲート(後部扉)に格納するタイプです。TGLを展開しないと扉の開閉ができません。



床下格納式

手で折りたたむ際はさまれに注意しましょう

荷台の床下に格納するタイプです。TGLに関係なく、扉を開閉できます。

種類・積載能力に関係なく特別教育の対象となります

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とするもの。

4 施行日

1 及び 3 については、令和 5 年 10 月 1 日

2 (特別教育関係) については、令和 6 年 2 月 1 日

お問い合わせ

釧路労働基準監督署

第 2・3 方面

電話 0154-45-7836